平成２４年（フ）第６１１５号
千葉県松戸市牧の原２－５　牧の原公団住宅１街区21棟306
債務者　瀬戸東惠美子
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６１１９号
東京都八王子市東浅川町567－１－206
債務者　佐藤　浩徳
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６１２０号
東京都足立区弘道２丁目28－20－201
債務者　大畠　理恵
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６１３４号
東京都三鷹市下連雀３丁目41－14－714
債務者　大場　健一
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６１３５号
埼玉県所沢市並木８丁目１－２－1402
債務者　佐々木秀樹
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７８９号
横浜市神奈川区白幡西町31番11号　アパルトマン杉浦105号
債務者　柳元　　繁
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４０６号
東京都清瀬市下宿３丁目1418番地７
債務者　石川三代子
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５７号
栃木県小山市大字中久喜446番地３　プルミエールⅡ101号室
債務者　武田　正文
1　決定年月日時　平成24年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月20日午後１時30分　宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第５０２号
神奈川県茅ヶ崎市矢畑230番地１　シャトレー茅ヶ崎203
債務者　鈴木　正弘
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月20日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７３２号
横浜市南区南太田２丁目20番24号　田丸ハイツ202号
債務者　小暮　敏行
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月20日午後４時30分　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９２０号
神奈川県大和市中央林間西３丁目１番３－309号
債務者　渡邉可奈子
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月20日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１００１号
横浜市旭区白根１丁目２番W－101号
債務者　幡野　　勇
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月20日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３９５号
東京都多摩市一ノ宮３丁目４番地の６ヴェルドミール多摩桜ヶ丘306
債務者　長門　光子
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月20日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０６号
長野県佐久市長土呂747番地14
債務者　茂木　春代
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後２時　長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第９５号
岡山市中区雄町460番地８
債務者　数島　昭子
1　決定年月日時　平成24年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月３日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部